第１６０８号　平成１９年1月１７日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇ 公　　告

○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（２件）【産業学術振興局地域産業部商業振興課】　１２８
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】　１３３

北九州市公告第１９号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成１９年１月１７日

北九州市長　末　吉　興　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス八幡西ショッピングセンター

北九州市八幡西区真名子二丁目４番１号　外

２　大規模小売店舗を設置する者

株式会社ミスターマックス

代表取締役社長　平野能章

福岡市東区松田一丁目５番７号

３　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア　変更前　ハイパーモールメルクス真名子

イ　変更後　ミスターマックス八幡西ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア　変更前

（ｱ）株式会社ミスターマックス

代表取締役社長　平野能章

福岡市東区松田一丁目５番７号

（ｲ）株式会社丸和

代表取締役　高根満隆

北九州市小倉北区大手町１０番１０号

（ｳ）株式会社靴のマルトミ

代表取締役　茶谷正幸

名古屋市南区駈上二丁目７番２８号

（ｴ）株式会社大創産業

代表取締役　矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向１番地の６０

（ｵ）株式会社三城

代表取締役　加納誠治

東京都中央区日本橋室町二丁目４番２号

（ｶ）中森建設工業株式会社

代表取締役　中森登美男

北九州市小倉南区葛原本町一丁目１３番２４号

（ｷ）井上俊美

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野１７５１番地２１

イ　変更後

（ｱ）株式会社ミスターマックス

代表取締役社長　平野能章

福岡市東区松田一丁目５番７号

（ｲ）株式会社西松屋チェーン

代表取締役社長　大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄２６６番地１

（ｳ）株式会社大創産業

代表取締役　矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目４番１４号

（ｴ）株式会社三城

代表取締役　多根幹雄

東京都中央区銀座二丁目７番１７号

（ｵ）中森建設工業株式会社

代表取締役　中森登美男

北九州市小倉南区葛原本町一丁目１３番２４号

（ｶ）その他未定

4　変更の年月日　平成１８年１２月１日

5　変更する理由

店舗新装開店のため

6　届出年月日　平成１９年１月１２日

7　縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町１５番１号

北九州市八幡西区役所まちづくり推進課

8　縦覧期間

平成１９年１月１８日から同年５月１７日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

9　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成１９年５月１７日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名または団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所または所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第２０号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成１９年１月１７日

北九州市長　末　吉　興　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス富野店

北九州市小倉北区下富野二丁目９番２８号

２　大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

代表取締役　長尾亜夫

福岡市中央区天神一丁目１１番１７号

３　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 変更前　明石博義

(2) 変更後　長尾亜夫

４　変更の年月日　平成１５年６月２７日

５　変更する理由

株主総会の議決によるもの

６　届出年月日　平成１９年１月１２日

７　縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町１番１号

北九州市小倉北区役所まちづくり推進課

８　縦覧期間

平成１９年１月１８日から同年５月１７日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

９　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成１９年５月１７日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名または団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

(2) 住所または所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第２１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成１９年１月１７日

北九州市長　末　吉　興　一

開発区域に含まれる地域の名称	開　発　行　為　者
北九州市八幡西区大字野面５５８番１、５６０番１及び５６０番４	福岡県直方市大字下境３０７４番地 友原　義美
北九州市八幡西区上上津役一丁目３８３番１、３８３番４、３８３番６から３８３番１０まで、３８５番１、３８５番２、３８５番５、３８５番６、３８５番８、３８５番９、３８６番１、３８６番２、３８６番５から３８６番９まで、３８７番２、３８７番３、３８７番６から３８７番８まで及び３９２番１	北九州市八幡西区上上津役五丁目１２番７号 有限会社セイコー木材 代表取締役　光井　孝子
北九州市小倉南区蒲生二丁目６３９番１、６３９番３、６４７番１及び６４７番３	北九州市小倉南区蒲生二丁目７番３３号 長畑　義郎
北九州市小倉北区篠崎五丁目１５５１番１０２及び１５５１番２９１から１５５１番３０３まで	北九州市小倉南区北方一丁目９番２８号 有限会社ワンダー不動産 代表取締役　石田　正雄